

**(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書
(潤生園 みんなの家 ほたるだ)**

社会福祉法人 小田原福祉会

1、事業所の概要

- ・事業所名 潤生園 みんなの家 ほたるだ
- ・介護保険事業所番号 1492300197
平成26年6月1日 小田原市長指定
- ・提供サービス (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
(短期利用居宅介護)
- ・定員 登録定員29名
(通いサービス 18名/日 宿泊サービス 9名/日)
- ・管理者及び連絡先 西山 剛史
小田原市蓮正寺994 Tel.0465-39-2233
- ・提供可能地域 小田原市
- ・利用条件 (ご利用できる方)

- ① 小田原市内に住所を有する方
- ② 介護保険の要介護認定を受けている方(要支援1から要介護度5)
- ③ 常時医療行為を必要としない方
- ④ 自傷他害の行為をしない方
- ⑤ 集団生活に馴染める方 (通い、泊りのみ)
- ⑥ 原則として在宅で介護を受けている方

※利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じます。

(事業の目的)

社会福祉法人小田原福祉会が開設する潤生園みんなの家ほたるだ(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業」という。)は要支援・要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

- 1 事業所の職員は、通いを中心として、要支援・要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサ

サービスの提供に努めるものとする。

- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、事業を提供するに当たっては、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例」、「小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

2、事業所の職員体制（令和 7年 4月 1日現在）

管理者	1名（常勤兼務）
介護支援専門員	1名以上（常勤兼務）
介護従業者	11名以上 （常勤専従 6名以上、常勤兼務 1名以上、非常勤専従 4名以上）
看護職員	1名以上（非常勤兼務 1名以上）

3、サービス概要

(1) 介護計画の作成

- ① サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を作成します。
- ② 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。
- ③ 計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を利用者に交付します。
作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。

(2) 相談・援助等

利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行う。

(3) 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

(4) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

(5) 訪問サービス

利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

※サービスの提供に当たっては、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

※登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(6) 短期利用居宅介護

利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員[指定介護予防支援事業所の担当職員]が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合に、短期間の指定小規模多機能型居宅介護[指定介護予防小規模多機能型居宅介護]（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

(7) 小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4、サービス提供時間（営業日及び営業時間等）

- (1) 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
 (2) 営業時間 午前8時から午後5時まで
 (3) サービス提供基本時間
 ①通いサービス 午前9時から午後4時まで
 ②宿泊サービス 午後4時から午前9時まで
 ③訪問サービス 24時間

5、利用者負担金

※負担金の具体的な数字は、別紙「ご利用料金」をご参照ください。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割・3割の額とする。

(*負担割合は、ご利用者の「介護保険負担割合証」に記載)

《利用単位数》

区分	基本サービス	利用料
要支援1	3,450/月	×地域区分別の単価(小田原市5級地10.55円) ×負担割合が基本料金となります。
要支援2	6,972/月	
要介護1	10,458/月	
要介護2	15,370/月	
要介護3	22,359/月	
要介護4	24,677/月	
要介護5	27,209/月	

提供体制加算	総合マネジメント加算 II	訪問体制加算	介護職員等処遇改善加算 I
640/月 ※サービス提供体制強化加算 II 介護従事者総数のうち、50%以上を介護福祉士が占める場合	800/月 ※総合マネジメント体制強化加算 II 小規模多機能型居宅介護サービスの質を継続的に管理した場合	1000/月 ※訪問体制強化加算 在宅生活を継続するために提供体制を強化した場合 ※要支援の方除く	所定単位 14.9% ※介護職員等処遇改善加算 I 厚労省「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 4.タ」参照

* 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※その他、一定の条件により以下が加算されます。

①初期加算 30 単位/日

登録日から 30 日以内の期間。または 30 日を超える病院・診療所への入院後に利用を再開した場合に加算されます。

②認知症加算 (Ⅲ) 760 単位/月、(Ⅳ) 460 単位 ※要支援者を除く

日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とされる場合に加算されます。(Ⅳ) は要介護 2 の利用者に限ります。

③科学的介護推進体制加算 40 単位/月

利用者ごとの A D L 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る 基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。

* 短期利用居宅介護に関しては、別紙「ご利用料金」をご参照ください。

(2) 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- ①食事代 朝食 500 円、昼食 700 円、夕食 600 円 (利用した場合のみ)
- ②宿泊費 1 泊につき 3,000 円とする。
- ③おむつ代 実費 (テープ式オムツ、リハビリパンツ 100 円・パット 50 円)
- ④おやつ代 100 円
- ⑤洗濯代 1 回 500 円

- (3) 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。この費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

《利用者負担金『自己負担金』の算出方法》

- ・ 該当月の総単位数×地域区分別 1 単位の単価 = A（1 円未満切捨て）
（小田原市は 5 級地という区分で、1 単位の単価は 10.55 円）
- ・ $A \times \text{保険給付率} = B$ （保険給付額：1 円未満切捨て）
- ・ $A - B = (1)$ の介護報酬に係る基本利用料利用者負担金 となります。

また、該当する各種加算を加え(2)、(3)[該当される場合]が加わり利用者負担金『自己負担金』になります。

<その他>

※自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

○自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月 1 回引き落とします。）

○現金払い（月末締め、翌月払い）

※介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。

6、サービス利用の中止

- (1) サービスの利用の中止をする際には、下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：0465-39-2233

- (2) 利用者の都合で通い・宿泊サービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。なお、食費、宿泊費、おやつ代のキャンセル料を頂く場合がございます。

①利用当日の午前 9 時までに利用中止のご連絡をいただいた場合

→無料

②利用当日の午前 9 時までに利用中止のご連絡をいただけなかった場合

→食費、宿泊費、おやつ代をお支払い頂きます。

7、衛生管理等

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

8、事故発生時の対応

事業者は、現に（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を行っている時に事故による利用者の怪我等が発生した場合には、事前に取り交わした緊急連絡先に連絡すると共に、主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。また、保険者に対して介護事故発生報告を行うと共に、介護事故再発防止策を検討し、利用者に説明します。

9、緊急時の対応

事業者は、現に（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を行っている時に事故による利用者の怪我及び利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

協力医療機関		
(1) 大内病院	所在地 電話番号 診療科	南足柄市 中沼 594-1 0465-74-1515 内科、外科、整形外科
(2) 井上医院	所在地 電話番号 診療科	小田原市上新田13-1 0465-45-5557 内科、神経内科
(3) 辻村歯科医院	所在地 電話番号 診療科	足柄上郡開成町吉田島 951 0465-83-4858 歯科

10、損害賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

1 1、相談窓口、苦情対応

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- ・相談責任者 管理者 西山 剛史
- ・対応時間 午前9時00分～午後5時00分
- ・電話番号 0465-39-2233
- ・ファックス 0465-39-2232

《小田原福祉会設置の福祉サービス相談委員会》

- 設置会場 小田原市穴部377 潤生園本部 会議室
- 相談会開催日 毎月第3木曜（10時から11時）
- 担 当 第三者委員・高橋重光（電話：0465-35-1709）
第三者委員・北村セツ（電話：0465-34-1632）
第三者委員・高木雅子（電話：0465-36-4622）

《公的受付機関》

- ・小田原市高齢介護課介護給付係（月～金曜日 8:30～17:15）
小田原市荻窪300 TEL0465-33-1827
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会（月～金曜日 8:30～17:15）
横浜市西区楠町27-1 TEL045-329-3447

1 2、非常災害対策

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。

非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行います。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 3、守秘義務及び秘密の保持

事業者及び従業者は、業務上知りえた利用者及び家族の情報を漏らしません。また、退職後においてもこれらの情報を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としてあります。但し、円滑にサービスを提供するために主治医・保険者には、サービスを提供するために必要な個人情報を提供します。

《利用者ご本人の映像・写真について》

利用者ご本人の映像や写真を、当事業所などの

研修等の資料 ホームページ・SNS 広報誌
に使用することを同意します（同意する場合、<媒体> にチェック）

いずれも使用することをお断りします。

14、虐待防止と身体拘束に関する事項

（虐待防止）

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講じます。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）虐待の防止のための指針の整備
- （3）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（身体拘束）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- （1）身体拘束等の適正化のための指針の整備
- （2）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- （3）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催

15、地域との連携

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

当事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置します。運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とします。

16、業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (2) 非常災害に関する具体的計画の策定

17、その他運営に関する留意事項

当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年3回

(ハラスメント対策)

事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(記録の保存)

事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとします。

18、法人の概要

名 称 社会福祉法人 小田原福祉会
代表者名 理事長 時田 佳代子
所在地 小田原市穴部377番地
TEL 0465-34-6001
FAX 0465-34-9520

事業概要

- ・ 特別養護老人ホーム 1事業所
- ・ 地域密着型特別養護老人ホーム 1事業所
- ・ 短期入所生活介護事業所 2事業所
(共生型短期入所サービス含む)
- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所 2事業所
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1事業所
- ・ 通所介護事業所 3事業所
- ・ 地域密着型通所介護 8事業所
- ・ 居宅介護支援事業所 3事業所
- ・ 介護予防支援事業所 4事業所
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 5事業所
- ・ 訪問看護事業所 1事業所
- ・ 福祉有償運送 1事業所

(令和7年4月1日現在)

令和 年 月 日

上記のとおり重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者氏名 _____

利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代行者 _____

上記のとおり重要事項を説明し、交付いたしました。

潤生園 みんなの家 ほたるだ

説明者氏名 _____